

介護予防訪問型サービス 自立支援訪問型サービス

重要事項説明書

(鳥栖広域)

訪問介護 comme soi コムソワ

介護予防訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、第一号事業の法令に基づき
当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社むさし
主たる事務所の所在地	〒842-0103 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲 4941-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 中島 大作
設立年月日	令和6年5月23日
電話番号	0952-20-3852

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護 comme soi コムソワ
サービスの種類	・介護予防訪問型介護サービス・自立支援訪問型サービス
事業所の所在地	〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2104-7 リバティハイツ3号室
電話番号	0952-20-3852
指定年月日・事業所番号	令和6年9月1日指定 4171100359
管理者氏名	野村 静香
通常の事業の実施地域	鳥栖市、みやき町、上峰町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社むさしが開設する訪問介護 comme soi コムソワ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第一号事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態若しくは事業対象にある者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護又は第一号事業を提供することを目的とする。
-------	---

運営方針	指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めるものとする。 第一号事業の提供にあたっては、事務所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。
------	---

4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるために介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助 清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助等
②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など

介護保険を利用できないサービス
<身体介護> ・ リハビリテーション ・ マッサージ ・ 医行為 ・ 代筆、代読 ・ 利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手 ・ 理美容 ・ 趣味趣向のための外出介助、入院のための外出介助 <生活援助> ・ 本人不在時のサービス

- ・利用者以外の家族等に係る援助
- ・日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ・来客の対応
- ・商品の販売や農作業等の援助的な行為
- ・預金の引き出し

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤2名以上
看護師	常勤1名以上

※業務の状況により、増員することができるものとします。

7. 管理者及びサービス提供の責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	野村 静香
サービス提供責任者	田中 京子、中島 ひより、野中 千寿

8. サービス提供に関わるお願い

- ①贈答、もてなしの禁止 訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。
- ②訪問介護員等の個人情報 個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。
- ③体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- ④地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。

- ⑤感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
- ⑥訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合があります。
- ⑦下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする など

■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

9. 介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携

サービスの提供にあたり、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡し、調整いたします。

10. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、利用者負担金額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（1）利用料

【介護予防訪問介護相当サービス】

	単位数（１月につき）	利用者負担額（１割の場合）
週に１回の利用	１１７６単位	１１７６円
週に２回程度の利用	２３４９単位	２３４９円
週に２回程度を超える利用	３７２７単位	３７２７円

【生活援助型訪問サービス】

	単位数（１月につき）	利用者負担額（１割の場合）
週に１回の利用	９４１単位	９４１円
週に２回程度の利用	１８８０単位	１８８０円
週に２回程度を超える利用	２９８２単位	２９８２円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が２０人以上居住する建物の利用者	９０％
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が５０人以上居住する建物の利用者	８５％

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担 １割の場合）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は早朝（６時～８時）にサービス提供する場合	２５％増し	
	深夜（２２時から翌朝６時）にサービス提供する場合	５０％増し	

特定事業所加算	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合 ※算定要件を満たす場合は、事前にお知らせ・同意をいただき、加算させていただきます。		
特別地域 訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	15%増し	
中山間地域における小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	10%増し	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	5%増し	
緊急時 訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1000円	100円
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2000円	200円
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（1月につき）	1000円	100円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、	2000円	200円

	指定通所リハビリテーション 等の一環として利用者の居宅 を訪問する際にサービス提供 責任者が同行する等により、共 同して利用者の心身の状況等 を評価した上で生活機能向上 を目的とした訪問介護計画を 作成し、連携してサービスを提 供した場合 （１月につき）		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 270/1000 287/1000 249/1000 266/1000 207/1000 170/1000	左記の一割（１月あたり）	

【その他】

通常の事業の実施地域以外の方がご利用される場合、別途交通費（１ｋｍあたり２０円）をいただきます。

（２）訪問介護員が２名の場合 訪問介護員が２名で訪問した場合は、２名分の料金となります。但し、訪問介護員の引継ぎ等により２名以上で訪問した場合は１名分の料金です。

（３）キャンセル料

利用者予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料を不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の１８時まで	０円
利用予定日の前日の１８時以降	利用者負担額の５０％
利用予定日の当日	利用者負担金の全額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、一カ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、３０日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）に、利用者様が指定する口座より引き落とします。 なお、システム利用料が別途かかります。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 佐賀銀行 神埼支店 普通口座 ３１１９８４９ 株式会社 むさし ※振込手数料は、利用者様のご負担でお願いします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、担当者と相談・打ち合わせの上、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0952-20-3852 /担当 野村 FAX 0952-20-3853
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀県国民健康保険団体連合会	電話番号 0942-81-3311 電話番号 0952-26-1477
--------	--------------------------------	--

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 身体拘束の適正化原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

(2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する

事ができない場合

- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者： 野村 静香
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

16. 損害賠償

当事業所は、訪問介護（第1号訪問事業）の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを

告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

(4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

17. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については未実施です。

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲4941-1	
	事業者（法人）名	株式会社むさし	
	代表者職・氏名	代表取締役 中島大作	印
	説明者・氏名		

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
 氏名

署名代行者（又は法定代理人）
 住所
 本人との続柄
 氏名

立会人 住所
 氏名